

# 八頭町子ども・子育て支援法に係る

## 支給認定に関する基準（案）



## ①保育必要量にあたっての保護者の就労時間による認定区分

「保育が必要なこと」の認定は、子ども・子育て支援法施行規則（以下「内閣府令」といいます。）で定める基準に従って行うこととされていますが、就労に関する保育の必要性の認定に係る基準の詳細については、地域の実情に応じ、市町村で定めることが必要とされています。

本町では、保護者の就労時間による認定区分について、就労下限時間を現状と同じく60時間と設定します。

ただし、今後の保育需要の変動や利用状況などを勘案しながら適宜見直しを行っていくこととし、本町の保育・子育てサービスの向上に努めていきます。

（※子ども・子育て支援法施行後10年間は、時間の範囲を撤廃し、単に「市町村が定める時間」とする経過措置があります。）

表1

区分	利用可能時間 (保育必要量)	保護者の就労時間 による認定区分	町の考え方
保育標準時間	11時間/日	1月当たり120時間以上	就労時間は1週あたり30時間程度を基準とする。 30時間*4週=120時間
保育短時間	8時間/日	1月当たり <u>60時間以上</u> 120時間未満	<b>就労下限は1週当たり15時間程度</b> <b>15時間*4週=60時間</b>

※就労時間が120時間以上であっても保護者が「保育短時間認定」を希望するときは、町の判断により保育短時間とすることができます。

※1月当たりの就労時間が60時間を下回る場合であっても、1週間に3日を限度として一時預かり事業の利用ができます。

## ②保育の必要性の認定の有効期間について

支給認定の有効期間について、国が定めているものが表2のとおりです。

表2

認定区分	有効期間
<b>1号認定</b> (※お子さんが3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合)	「小学校に入学するまでの期間」
<b>2号認定</b> (※お子さんが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合)	「小学校に入学するまでの期間」か「保育が必要な期間」のいずれか短い期間
<b>3号認定</b> (※お子さんが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合)	「満3歳の誕生日の前日までの期間」か「保育が必要な期間」のいずれか短い期間

### ③就労以外の保育の必要性の事由及び有効期間について

就労時間による保育必要量の認定区分及び支給認定の有効期間については前記のとおりですが、就労以外の事由についても保育必要量の認定基準を定めておく必要があります。ついては、国が基準を定めているものを含めて整理したものが表3のとおりとなります。

なお、保育が必要な事由（就労以外）の有効期間について、市町村の判断によるものとされている部分については、表3の「町の考え方」のとおり設定することとし、国が定めているものについては「国の基準」のとおりとします。

表3

保育が必要な事由		保育必要量の認定区分	有効期間 (国の基準)	有効期間 (町の考え方)
妊娠・出産	妊娠または出産 【内閣府令第1条第2項】	保育標準時間 【内閣府令第4条第1項】	出産日から起算して8週間を経過する日の属する月の末日までの期間 【内閣府令第8条第3号口・第9口】	国に準ずる
保護者の疾病・障がい等	疾病または負傷し、または精神若しくは身体に障がいをもっていること 【内閣府令第1条第3号】	保育標準時間一律設定可 【内閣府令第4条第2項】	—	事情を勘案して町が認める期間
親族の介護・看護	同居の親族（長期間入院を含む）を常時介護していること 【内閣府令第1条第4号】	保育標準時間	—	事情を勘案して町が認める期間
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたること 【内閣府令第1条第5号】	保育標準時間 【内閣府令第4条第1項】	—	事情を勘案して町が認める期間
求職活動	求職活動（起業準備含）を断続的に行っていること 【内閣府令第1条第6項】	保育短時間一律設定可 【内閣府令第4条第2項】	90日を限度として市町村が定める期間を経過する日の属する月の末日までの期間 【内閣府令第8条第4号口・第10号口】	90日間を経過する日が属する月の末日まで  （有効期間の経過後も引き続き求職活動により保育が必要な状況にあると認められる場合には、その状況を確認の上、再度認定することも可能であること。）

就学	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること 【内閣府令第1条第7号】	就労の場合に準じて認定	卒業予定日または就学予定日が属する月の末日までの期間 【内閣府令第8条第5号ロ・第11号ロ】	国に準ずる
	職業訓練等を受けていること 【内閣府令第1条第7号】	就労の場合に準じて認定	—	職業訓練等の受講が終了する日が属する月の末日まで
児童虐待・DVのおそれ	児童虐待を行っているまたは再び行われるおそれがあると認められること 【内閣府令第1条第8号】	保育標準時間 【内閣府令第4条第1項】	—	事情を勘案して町が認める期間
	配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること 【内閣府令第1条第8号ロ】	保育標準時間 【内閣府令第4条第2項】	—	事情を勘案して町が認める期間
育児休業中	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の子どもが保育所等を引き続き利用することが必要であると認められること 【内閣府令第1条第9号】	保育短時間一律設定可 【内閣府令第4条第2項】	事情を勘案して市町村が定める期間 【内閣府令第8条第6号・第12号】	育児休業の期間等、当該子ども及び保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して町長が認める期間。
その他	前記に類するものとして町が認める事由に該当すること 【内閣府令第1条第10号】	事由を勘案して前記に準じて認定	事情を勘案して市町村が定める期間 【内閣府令第8条第7号・第13号】	事情を勘案して町が認める期間

### ③優先利用について

市町村は保育の必要性の認定を行うこととされたほか、児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定により、保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等の利用について調整を行うこととされました。

このことにより、途中入所者が当初の見込みより多かったり、特に配慮が必要な事案が発生したにもかかわらず保育の需要に応ずることが難しくなった場合、法に基づく保育の必要性の認定及びこれを踏まえた保育所等の利用に係る調整を適切に行うため、優先順位を決めることとなっています。

本町においては、原則、国の基準とおりとし、表4のとおり設定します。

表4

優先順位	優先事項	考え方
1	ひとり親家庭	母子及び寡婦福祉法に基づく配慮義務
2	生活保護世帯	就労による自立支援等につながるため
3	主として生計を維持する者の失業	就労の必要性が高いため
4	虐待又はDV（配偶者に対する暴力）のおそれがあることに該当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会的養護が必要であるため</li> <li>・被虐待児童については児童虐待防止等に関する法律に基づく配慮義務</li> </ul>
5	子どもが障がいをもつ場合	障がい児保育を実施している保育所については、障がい児が優先的に利用できるよう配慮する必要性があるため
6	育児休業を終了した場合	育児休業前に特定教育・保育施設等を利用しており、再度の利用を希望する場合や1歳時点まで育児休業を取得しており、復帰する場合など、保育の必要性が高いとみなされるため
7	兄弟姉妹（多胎児を含む）が同一の保育所等の利用を希望する場合	保護者の負担軽減をはかるため
8	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	地域型保育事業の利用者が継続して教育・保育を受けることができるよう必要な措置を講じるため。
9	その他市町村が認める事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者の疾病・障がいの状況や各世帯の経済状況等により保育の緊急性が高いと判断できる場合</li> <li>・その他、特段の配慮が必要と認められる場合</li> </ul>